

2021（令和3）年度上期における船員保険事業の実施状況等について

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）
(1) 基盤的保険者機能関係		
<p>①正確かつ迅速な業務の実施</p> <p>○サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。</p> <p>○保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）。</p> <p>○職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。</p>	<p>●サービススタンダード達成状況：100%</p> <p>●保険証の3営業日以内の発行：100%</p> <p>●職務上の上乗せ給付や年金等について、正確かつ迅速に支払いを実施した。</p>	<p>●引き続き、サービススタンダード等の定めた期間内での事務処理を徹底する。</p>
<p>②適正な保険給付の確保</p> <p>○柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。</p> <p>○職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ、月10日以上の上乗せ給付の申請の割合について、2.1%以下とする</p>	<p>●多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、長期施術者に対して漫画形式で柔道整復療養費のかかり方を説明するなど、分かりやすい広報を行い適正受診の促進を図った。</p> <p>●審査の結果、実地調査を必要とする申請はなかった。</p> <p>■KPIの状況 施術箇所3部位以上かつ、月10日以上の上乗せ給付の申請の割合 1.85%</p>	<p>●多部位かつ頻回の施術が行われている申請に対し、引き続き加入者に文書照会を行うとともに、施術所に対し注意喚起を促す文書を送付する。また、長期施術者に対しても引き続き文書照会を行い、適正受診の促進を図る。</p> <p>●適用（制度への加入や報酬）に関する不正が疑われるような案件については、日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を実施する。</p>

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）
<p>③効果的なレセプト点検の推進</p> <p>○レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</p> <p>■ KPI：被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を140円以上とする （※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額＝（レセプト点検により査定（減額）した額－レセプト内容点検の外部委託に要した額）÷被保険者数</p>	<p>●資格点検について、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を980件実施した。（2020年度上期：1,163件） 外傷点検について、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を225件実施した。（2020年度上期：541件） 内容点検について、外部事業者が査定率向上に積極的に取り組むよう、査定率に応じた委託費の支払方法とした。</p> <p>■KPIの状況 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 67.8円</p>	<p>●内容点検について、引き続き外部委託事業者への指導を行いつつ、点検効果額の向上に努める。</p> <p>※オンライン資格確認10月20日より本格運用開始</p>
<p>④返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <p>○日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。 ○被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする〔KPI：90.8%〕 ②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする〔KPI：0.091%〕 ③被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする〔KPI：93.1%〕</p>	<p>●日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に返納催告を行った。また、関係団体の機関誌等を活用して保険証回収の重要性について周知を図った。</p> <p>■KPIの状況 ①保険証回収率 91.0% ②資格喪失後受診に伴う返納金割合 0.071% ※4～6月を集計 ③確認書の提出率 ※下期に実施</p>	<p>●引き続き保険証の返納催告を行っていくとともに、回収率の低い船舶所有者等に対しては、個別に早期回収に対する取り組みを行う。</p> <p>●2021年11月を目途に対象船舶所有者に対し、被扶養者として認定されている方が現在もその要件を満たしているかを確認するための対象者リストを送付し、期日までに提出のない船舶所有者に対する督促を行う。</p> <p>※オンライン資格確認10月20日より本格運用開始</p>

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）
<p>⑤債権回収業務の推進</p> <p>○不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。</p> <p>■ KPI：① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする [KPI:83.6%] ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする [KPI:15.4%]</p>	<p>●文書等による納付催告等を実施した。</p> <p>【債権回収額】 2020年度上期 2021年度上期 現年度分 約29百万円 ⇒ 約30百万円 過年度分 約6百万円 ⇒ 約4百万円</p> <p>■KPIの状況 ①現年度返納金債権回収率 76.7% ②過年度返納金債権回収率 4.9%</p>	<p>●引き続き、文書による催告等の実施により債権の早期回収を行う。</p> <p>●催告後も納付が確認できない債務者に対しては支払督促等の法的手続きを進め債権の早期回収を図る。</p> <p>※オンライン資格確認10月20日より本格運用開始</p>
<p>⑥制度の利用促進</p> <p>○高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</p> <p>○限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。</p> <p>○職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。</p> <p>○下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</p> <p>■ KPI：① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする [KPI:69.6%] ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする [KPI:81.7%]</p>	<p>●高額療養費が未申請の方に対し、1,024件の申請勧奨を行った。（2020年度上期：1,146件）</p> <p>●限度額適用認定証の制度周知等を行い利用促進を図った。 ・認定証の交付枚数：2,202枚 ※交付日ベース （2020年度上期：2,049枚）</p> <p>●厚生労働省からのデータの提供を基に、休業手当金等の申請勧奨を実施した。</p> <p>●被保険者及び船舶所有者に対し、チラシ等の配布やオンラインによる事務説明会を行い、療養補償の適正な利用について周知を図った。</p> <p>■KPIの状況 ①限度額適用認定証使用割合 80.4% ②高額療養費の勧奨に占める申請割合 71.0% ③職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 79.6%</p>	<p>●引き続き高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を速やかに実施する。</p> <p>●限度額適用認定証の利用を促進するため、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせていた医療機関窓口へ申請書の新規設置依頼や、利用率の低い医療機関への働きかけを行う。</p> <p>●下船後の療養補償について、船員保険部に療養補償証明書の提出がない場合に、引き続き船舶所有者と被保険者に督促状を送付する。</p> <p>※オンライン資格確認10月20日より本格運用開始</p>

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）												
<p>⑦福祉事業の効果的な実施</p> <p>○船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。</p> <p>○保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</p>	<p>●無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託し、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託して、円滑かつ着実に実施した。</p> <p>●旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、昨年度新たに契約を行った代理店についてはインターネットのみで利用手続きが行えることを周知した。</p> <table border="1" data-bbox="831 496 1464 603"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無線医療助言事業</td> <td>249件（606件）</td> </tr> <tr> <td>洋上救急医療援護事業</td> <td>6件（6件）</td> </tr> <tr> <td>保養事業の利用宿泊数</td> <td>3,892泊（3,013泊）</td> </tr> <tr> <td>契約保養施設利用補助事業の利用宿泊数</td> <td>943泊（805泊）</td> </tr> <tr> <td>旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数</td> <td>250泊（115泊）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内は2020年8月末実績</p>		件数	無線医療助言事業	249件（606件）	洋上救急医療援護事業	6件（6件）	保養事業の利用宿泊数	3,892泊（3,013泊）	契約保養施設利用補助事業の利用宿泊数	943泊（805泊）	旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数	250泊（115泊）	<p>●無線医療助言事業および洋上救急医療援護事業については、委託先と連携し円滑かつ着実に実施する。</p> <p>●保養事業については、インターネット申請の拡充について引き続き検討を行う。</p>
	件数													
無線医療助言事業	249件（606件）													
洋上救急医療援護事業	6件（6件）													
保養事業の利用宿泊数	3,892泊（3,013泊）													
契約保養施設利用補助事業の利用宿泊数	943泊（805泊）													
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用宿泊数	250泊（115泊）													
<p>⑧サービス向上のための取組</p> <p>○加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見を踏まえ、更なるサービス向上を図る。</p> <p>■ KPI：お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする〔KPI:4.10点〕</p>	<p>●2021年度のお客様満足度調査を8月から実施している。</p> <p>■KPIの状況 お客様満足度 4.51点</p>	<p>●いただいたご意見等について検討し、サービスの改善や向上に活かしていく。</p>												
<p>⑨健全な財政運営の確保</p> <p>○中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</p> <p>○2022年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。</p>	<p>●船員保険の決算状況等について、すべての被保険者及び船舶所有者に対し「船員保険通信」やホームページ掲載により情報提供を行った。</p> <p>●被保険者保険料負担軽減措置の控除率の縮小について、「船員保険通信」にチラシを同封し、すべての被保険者及び船舶所有者に周知広報を行った。</p>	<p>●直近の被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向を踏まえつつ、船員保険協議会でご議論をいただき2022年度の保険料率を設定する。</p> <p>●被保険者保険料負担軽減措置の控除率の縮小について、メールマガジン及び関係団体の広報誌への掲載にて周知広報を行う。（10月に実施済）その後も、時期に応じて広報を行う。</p>												

事業計画（主な重点事項）

上期の実施状況

下期の取組（予定）

(2) 戦略的保険者機能関係

① 特定健康診査等の推進

○健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健診実施機関を拡充する。

○健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。

○国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。

○被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を4%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を31%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を29%以上とする

●2021年4～7月分の健診受診者数は以下のとおり。

【被保険者】					
	4月	5月	6月	7月	累計
2021年度(A)	1,744	1,206	2,143	1,511	6,604
2020年度(B)	1,178	619	2,196	1,640	5,633
増減(A-B)	566	587	▲53	▲129	971

【被扶養者】					
	4月	5月	6月	7月	累計
2021年度(A)	254	252	409	632	1,547
2020年度(B)	97	53	337	464	951
増減(A-B)	157	199	72	168	596

●健診実施機関の拡充に向け、健康保険の生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定を受け船員健康証明を行うことができる医療機関のうち、32の医療機関に対して、船員保険の生活習慣病予防健診実施機関となつていただくよう電話勧奨を実施した。

※健診実施機関数 428機関（対前年度末比13機関減）

●未受診者勧奨および船員手帳の健康証明書データの収集業務を行うための準備作業を進めた。

●自治体（山口県長門市及び萩市、青森県むつ市）と連携し、集団健診の会場で市のがん検診と同時受診できるよう調整を図った。

●協会けんぽ支部（青森・愛媛）と連携し、支部が主催する集団健診に参加した。

●巡回健診を226箇所（2021年7月末）で実施した。（2020年7月末156箇所）

■KPIの状況

- ①生活習慣病予防健診受診率 15.82%
- ②船員手帳健康証明書データ取得率 0.18%
- ③被扶養者の特定健診受診率 7.46%

●上期の健診未受診者に対し受診勧奨を実施する。（10月実施済）

●協会けんぽ支部（岩手、長崎、大分）が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう支部と連携を図る。

●健診実施機関を拡大するため、個別の医療機関に対する電話勧奨を実施する。

●国土交通省と連携を図りながら、船舶所有者に対し船員手帳の健康証明書データの提供依頼を行う。

●健診の受診勧奨を引き続き行う。

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）																																																
<p>②特定保健指導の実施率の向上</p> <p>○保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。</p> <p>○加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。</p> <p>○ICTを活用した特定保健指導の利用を促進する。</p> <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導実施率を25%以上とする</p> <p>② 被扶養者の特定保健指導実施率を18%以上とする</p>	<p>●2021年4～7月分の保健指導の最終評価を行った実施者数は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="837 245 1458 368"> <caption>【被保険者】 (単位:人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年度(A)</td> <td>82</td> <td>74</td> <td>85</td> <td>105</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>2020年度(B)</td> <td>81</td> <td>93</td> <td>84</td> <td>58</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>1</td> <td>▲19</td> <td>1</td> <td>47</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="837 389 1458 512"> <caption>【被扶養者】 (単位:人)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年度(A)</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>2020年度(B)</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>増減(A-B)</td> <td>2</td> <td>▲5</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>●初回面談の分割実施を行うことができる契約機関（158件）に対して、その取組を強化していただくよう文書による働きかけを行った。</p> <p>●保健指導の利用案内を変更し広報を強化することで、ICTを活用した保健指導の利用促進を図った。</p> <p>※ICT面談実施者数（2021年7月末）50名（2020年7月末49名）</p> <p>●巡回健診に保健師が帯同する等の対応を行い、健診当日の初回面談の分割実施の取組を行った。</p> <p>●オンラインセミナーを開催し、ICTを活用した保健指導の認知度の向上を図り、利用を促進する。</p> <p>■KPIの状況</p> <p>①被保険者の特定保健指導実施率 19.99%</p> <p>②被扶養者の特定保健指導実施率 25.00%</p>		4月	5月	6月	7月	累計	2021年度(A)	82	74	85	105	346	2020年度(B)	81	93	84	58	316	増減(A-B)	1	▲19	1	47	30		4月	5月	6月	7月	累計	2021年度(A)	5	11	14	11	41	2020年度(B)	3	16	7	6	32	増減(A-B)	2	▲5	7	5	9	<p>●下期においても、オンラインセミナーを開催し、ICTを活用した保健指導の認知度の向上を図り、利用を促進する。</p> <p>●初回面談の分割実施を行うことができる契約機関に対して、その取組を強化していただくよう文書による働きかけを行う。</p> <p>●オーダーメイドの情報提供により特定保健指導の利用勧奨を行う。</p>
	4月	5月	6月	7月	累計																																													
2021年度(A)	82	74	85	105	346																																													
2020年度(B)	81	93	84	58	316																																													
増減(A-B)	1	▲19	1	47	30																																													
	4月	5月	6月	7月	累計																																													
2021年度(A)	5	11	14	11	41																																													
2020年度(B)	3	16	7	6	32																																													
増減(A-B)	2	▲5	7	5	9																																													
<p>③加入者に対する支援</p> <p>○生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。</p> <p>○禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</p> <p>○加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。</p> <p>■ KPI： オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする。（ただし、当該年度中にプログラムが終了した者）</p>	<p>●医療機関への受診、特定保健指導の利用勧奨の実効性を高めるための健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを2021年9月から配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供リーフレット送付者数 2,918人（うち医療機関への受診勧奨1,018人） <p>●船舶所有者及び加入者にオンライン禁煙プログラムを認知していただくため、広報を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者向けDM送付 58,420通 ・船舶所有者向けポスター送付 4,109通 <p>■KPIの状況</p> <p>プログラム終了者 58人 ※プログラム実施中196人</p>	<p>●船舶所有者及び加入者にオンライン禁煙プログラムを認知していただくための効果的な広報について検討する。</p> <p>●アフターコロナにおけるヘルスツーリズムの具体的な実施内容を検討する。</p>																																																

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）
<p>④船舶所有者等に対する支援</p> <p>○船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。</p> <p>○「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。</p> <p>○若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。</p> <p>■ KPI：「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を60社以上とする</p>	<p>●自社船員の健康課題を把握する見える化ツール「健康度カルテ」を作成した。</p> <p>●「プロジェクト“S”」について、個別の船舶所有者にエントリーの働きかけを行った。</p> <p>●「プロジェクト“S”」の健康づくりプランの実行に対してハードルの高さを感じる船舶所有者が多かったため、スキームを見直した。（参考資料2-2）</p> <p>●練習船・船員養成校において特別講義を開催した。また、船員養成校において、ヘルスリテラシーの向上ツールとして活用いただくため、メンタルヘルスの動画を作成した。</p> <p>■KPIの状況 プロジェクト“S”に参加した船舶所有者数 16社（2021年度末3社）</p>	<p>●「健康度カルテ」を配付することにより、船舶所有者へ自社船員の健康課題等を把握していただき、プロジェクト“S”への参加を促す。</p> <p>●「プロジェクト“S”」の新スキームを周知・広報し、エントリー数の向上に繋げる。</p> <p>●「プロジェクト“S”」へのエントリーについて、引き続き個別の船舶所有者への働きかけを行う。</p> <p>●出前健康講座及び船員養成校における特別講義の開催に当たり、引き続きオンラインビデオ通話方式を併用しながら実施する。また、スケジュールの都合等で開催が困難な学校に対し、講義にご活用いただくために、作成したメンタルヘルス動画をDVDにて配付する。</p>
<p>⑤ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>○ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。</p> <p>○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を83%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<p>●ジェネリック医薬品軽減額通知については、8月末に送付予定であったが、医薬品製造所への国の立入調査結果を踏まえた実施とするため送付時期を延期した。</p> <p>■KPIの状況 ジェネリック医薬品使用割合 82.8%（2021年6月診療分）</p>	<p>●ジェネリック医薬品軽減額通知（2回目）を3月に送付する。（1回目の通知は10月に送付済）</p>

事業計画（主な重点事項）	上期の実施状況	下期の取組（予定）
<p>⑥情報提供・広報の充実</p> <p>○幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</p> <p>○年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</p> <p>○関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効果的な広報を実施する。</p> <p>○ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</p> <p>○加入者の利便性を高めるため、SNS等の利用について検討する。</p> <p>○船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。</p> <p>○事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。</p> <p>■ KPI：①メールマガジンの配信数を1,000人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする [KPI：1,294,598件]</p>	<p>●船員保険の運営状況をわかりやすく説明した「船員保険通信」について、すべての被保険者及び船舶所有者へ8月に送付した。</p> <p>●日本海事新聞、日本水産経済新聞に定期的に広報するとともに、関係団体の機関誌に船員保険の広報を掲載した。（10団体、延べ66件）</p> <p>●ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載した。開催した事務説明会の様子や卒業プロジェクトの説明動画について、時宜を得た情報を掲載した。</p> <p>●船員養成校等のイベントへの参加については、新型コロナウイルスの影響ですべて中止となった。</p> <p>●船員保険の事務担当者を対象とした事務説明会を6月に2回オンラインで開催した。</p> <p>■KPIの状況 ①メールマガジン配信数 869件（2020年度末832件） ②ホームページへのアクセス総件数 ※年度末に集計</p>	<p>●船員保険給付内容等を説明した業務案内リーフレット「船員保険のご案内」を作成し、年金事務所、労働基準監督署、地方運輸局等の窓口に設置する。</p> <p>●引き続きホームページ上での動画配信を行い、SNS等の効果的な活用方法を検討する。</p>
<p>⑦調査・研究の推進</p> <p>○加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用について外部の知見を取り入れながら研究を進める。</p> <p>○各部署に分散しているデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等）を一元的に管理できるデータベースの構築を進める。</p>	<p>●船員保険加入者の健診結果について、生活習慣病に深く関係するBMI等のリスク保有率を分析した。</p> <p>●各部署に分散しているデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等）について、格納先のフォルダを定めて集約した。</p>	<p>●船員保険加入者の医療費データの分析に着手する。</p> <p>●集約したデータを基に多様な分析が出来る環境づくりを行う。</p>